

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

指名競争入札に参加する者に必要な資格(九八・リハビリテーション・精神医療センター)

保安林の指定解除の予定(一〇〇・森林土木課)

特定鳥獣保護管理計画の樹立に係る公聴会の開催(一〇一・林業政策課)

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(一〇二・商工業振興課)

都市計画事業の認可(一〇三・秋田建設事務所)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(一〇四・一〇五・秋田建設事務所)

都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(一〇六・下水道課)

道路の供用開始(一〇七・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(一〇八・道路環境課)

道路区域の変更(一〇九・一一三・道路環境課)

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)

県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の変更(由利総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出(六)

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(七)

政治団体の解散の届出(八)

政治団体の収支に関する報告書(九)

公職の候補者の資金管理団体の届出事項の異動の届出(一〇)

公職の候補者の資金管理団体の指定の取消しの届出(一一)

## 告 示

秋田県告示第九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六十七條の十一第二項の規定により、平成十四年度分秋田県立リハビリテーション・精神医療センター委託業務等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する令第六十七條の五第二項の規定に基づき、公示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 委託業務等の種類及び履行期間

(一) 委託業務等の種類

洗濯業務

検体検査業務

滅菌消毒業務

食事提供業務

中央監視業務

警備等業務

浄化槽保守点検業務

サンルーム植栽管理業務

中央集塵設備保守管理業務

医事業務

病棟作業補助業務

R 施設メンテナンス業務

(13) 廃棄物(感染性及び非感染性医療廃棄物)収集運搬処理業務

(二) 委託業務等の履行期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間で秋田県立リハビリ

テーション・精神医療センター所長が別に定める期間

二 指名競争入札に参加する者に必要な資格

(一) 令第六十七條の十一第一項において準用する令第六十七條の四の規定に該

当しない者であること。

(二) 一(一)の業務を行う者は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。

以下「規則」という。)(第九條の十四に定める基準に適合する者であること。

- (三) 一 (一)の業務を行う者は、規則第九条の八に定める基準に適合する者であること。
  - (三) 二 (二)の業務を行う者は、規則第九条の八に定める基準に適合する者であること。
  - (四) 一 (一)の業務を行う者は、規則第九条の九に定める基準に適合する者であること。
  - (四) 二 (三)の業務を行う者は、規則第九条の九に定める基準に適合する者であること。
  - (五) 一 (四)の業務を行う者は、規則第九条の十に定める基準に適合する者であること。
  - (六) 一 (六)の業務を行う者は、当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和六十一年秋田県告示第九十号)に基づき指名競争入札参加資格者であること。
  - (七) 一 (七)の業務を行う者は、秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)第四条第一項に基づき浄化槽保守点検業者として登録されている者であること。
  - (八) 一 (八)の業務を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条の四第一項及び同条第四項並びに第十四条第一項及び同条第四項に基づき県知事の許可を受けている者であること。
- 三 資格審査の申請方法等
- (一) 申請に必要な書類
  - (2)(1) 指名競争入札参加資格申請書
  - 添付書類
  - ア 営業経歴書
  - イ 契約実績届
- (二) 申請書類の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一九 二四二三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 総務管理班(電話〇一八八九二 三七五一)
  - (三) 申請書類の提出方法  
(二)に掲げる場所に提出すること。ただし、県内に本社(本店)又は支店等がない場合のみ郵送による提出を認める。
  - (四) 申請書類の受付期間  
秋田県の休日を除く(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月二十五日(月)から同年三月四日(月)までの午前八時三十分から午後五時まで
  - (五) その他
  - (2)(1) 指名については、各委託業務等の説明会開催前に代表者あて通知する。
  - 資格審査の結果指名されない場合がある。

秋田県告示第九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六十六条の十一第二項の規定により、県が発注する業務のうち、総務部税務課が所管する業務に係る業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定め、令第六十七条の十一第三項において準用する令第六十七条の五第二項の規定に基づき、公示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 役務の種類
  - (一) 自動車二税及び軽油引取税に関するデータエントリー業務委託
  - (二) 自動車税納税通知書プリントカッティング業務委託
  - (三) ハガキ圧着加工処理機器賃借及び保守
  - 二 指名競争入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 令第六十七条の十一第一項において準用する令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること及び次に掲げる事項に係る知事の審査(以下「資格審査」という。)を受けてその格付けを得ていること。
- 三 資格審査の申請方法
- (一) 申請に必要な書類
  - (2)(1) 指名競争入札参加資格申請書
  - 添付書類
  - ア 営業経歴書
  - イ 契約実績届
  - ウ ア、イのほか、知事が別に定める書類
- (二) 申請書類及び申請に係る説明書等(以下「申請説明書」という。)(の交付場所及び問い合わせ先並びに申請書類の提出場所  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県総務部税務課総務班(電話〇一八 八六〇 一一二一)
  - (三) 申請書類の提出方法  
(二)に掲げる場所に持参すること。ただし、県内に本社(本店)又は支店等がない

- い場合のみ郵送による提出を認める。
- (四) 申請書類の受付期間  
秋田県の休日を含め、平成十四年二月二十二日(金)から同年三月七日(木)までの午前八時三十分から午後五時まで
- 四 その他
- (一) 資格審査による格付け
- (二) (二)の各事項ごとに知事が別に定める評点を合算して得られた点数に応じ、次のいずれかの等級に分類することにより行うものとする。
- (1) A等級 点数八十点以上の者
- (2) B等級 点数五十点以上八十点未満の者
- (3) C等級 点数五十点未満の者
- (二) 指名競争入札参加資格者の決定通知  
指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- (三) 資格の有効期間

- (四) 資格者の決定をした日から平成十四年五月三十一日までとする。
- 指名競争入札の参加者の指名基準
- 指名競争入札参加者の指名は、契約予定金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に格付けされた者のうちから行うものとする。
- (五) 指名基準の特例  
知事は、(四)にかかわらず、過去の契約実績、現在の受注能力等を勘案して指名することがある。
- (六) その他の詳細は、申請説明書による。
- 秋田県告示第百号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年二月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

秋田市		新屋町		新町後		地番		全面積		保安林面積		保安林解除		指定の目的		解除の理由			
						二八〇の一 一六〇の一		二八〇の二 四、六五六		〇・四六五六		〇・四六五六		〇・四六五六		飛砂の防備		指定理由の消滅	
郡市		大字		字		帳見込み (平方メートル) (ヘクタール)		帳見込み (ヘクタール)		帳見込み (ヘクタール)		帳見込み (ヘクタール)							
森林の所在場所																			

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百一号

鳥獣保護及狩猟に關スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ三第五項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟に關スル法律施行細則

(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月二十二日

一 公聴会の日時、場所及び案件

秋田県知事 寺田典城

日時及び場所

案件

平成十四年三月十五日午前十時  
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県第  
二庁舎五十二会議室

「秋田県ツキノワグマ保護管理計  
画」の樹立について

二 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号 林務部林業政策課(電話番号〇一八 八六〇 一九  
一三三)

秋田県告示第百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新横手ショッピングセンター

横手市婦気大堤字中田三十五番地外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年二月十五日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年二月二十二日から同年三月二十二日まで

秋田県告示第百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 河辺町

二 都市計画事業の種類及び名称

河辺都市計画公園四・四・一 北野田公園

三 事業施行期間

平成十四年二月二十二日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 河辺郡河辺町北野田高屋字小高地内

(二)(一) 使用の部分 河辺郡河辺町北野田高屋字小高地内及び雷谷地内

秋田県告示第百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画道路事業三・五・百七号四季の道

三 事業施行期間

平成十年六月十二日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分 変更なし

(二)(一) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画道路事業三・四・百六号中学校線

- 三 事業施行期間  
平成八年六月二十一日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
- (二)(一) 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

秋田県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画法の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画法の種類の種類及び名称 昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）
- 二 施行者の名称  
秋田県

三 事務所の所在地

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
- (二) 秋田市向浜二丁目三番一号 中央流域下水道事務所

四 事業地の所在

- (一) 収用の部分 変更なし
- (二) 使用の部分 変更なし

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧新別	路 線 名				
新	旧	百五号	大曲市四ツ屋字水木田七八番五地先から三五番三地先まで	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
	新	百五号				

二 供用開始の期日 平成十四年二月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田八郎潟線	秋田市山内字藤倉一四三番一地先から秋田市山内字小田四〇番四地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年二月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場 所 建設交通部道路環境課  
期 間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年二月二十二日

秋田県告示第百九号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			河辺阿仁線			六・五〇〇～一四・〇〇〇	〇・六〇〇
	新		河辺阿仁線			一〇・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・六〇〇

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年二月二十二日

秋田県告示第百十号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道		旧	二百八十五号	A		一三・〇〇〇～二六・五〇〇	〇・〇八四
				B		一三・五〇〇～二五・五〇〇	〇・〇七一
	新		二百八十五号			一三・〇〇〇～二六・五〇〇	〇・〇八四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(二) 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				A	B		
	寺内新屋雄和線				秋田市下浜八田字野田三四二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字下谷地二四四番一地先まで	秋田市下浜八田字野田三四二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字下谷地二四四番一地先まで	二三・〇〇〇～二八・〇〇〇	〇・二六〇
	寺内新屋雄和線				秋田市下浜八田字野田三四二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字下谷地二四四番一地先まで	秋田市下浜八田字野田三四二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字下谷地二四四番一地先まで	二三・〇〇〇～六四・〇〇〇	〇・一五七
	寺内新屋雄和線				秋田市下浜八田字野田三四二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字下谷地二四四番一地先まで	秋田市下浜八田字野田三四二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字下谷地二四四番一地先まで	二三・〇〇〇～六四・〇〇〇	〇・一五七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百十二号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				A	B		
	川添下浜停車場線				河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目二九二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目一七番地先まで	河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目二九二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目一七番地先まで	八・〇〇〇～一四・五〇〇	〇・一八〇
	川添下浜停車場線				河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目二九二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目一七番地先まで	河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目二九二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目一七番地先まで	九・五〇〇～二九・〇〇〇	〇・二〇〇
	川添下浜停車場線				河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目二九二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目一七番地先まで	河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目二九二番一地先から河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目一七番地先まで	八・〇〇〇～一四・五〇〇	〇・一八〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

秋田県告示第百十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年二月二十二日

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			新	旧			
一般国道	新	三百九十八号	B	A	雄勝郡皆瀬村川向字沢梨台二四番一地先から字下菅生五番地先まで	七・五〇〃二二・五〇	〇・二九五
			A	B	雄勝郡皆瀬村川向字沢梨台二〇番四地先から字下菅生九四番六地先まで	六・〇〇〃一〇・〇〇	〇・一五〇
一般国道	旧	三百九十八号	B	A	雄勝郡皆瀬村川向字沢梨台二四番一地先から字下菅生五番地先まで	七・五〇〃二二・五〇	〇・二九五
			A	B	雄勝郡皆瀬村川向字沢梨台二〇番四地先から字下菅生九四番六地先まで	六・〇〇〃一〇・〇〇	〇・一五〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年二月二十二日から同年三月七日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

公 告

申請のあった年月日 平成十四年一月三十日	申請に係る特定非営利活動法人の名称 秋田おでかけ支援ネット	代表者の氏名 柴田博	主たる事務所の所在地 秋田市山王二丁目十一番四十六号	定款に記載された目的 この法人は、高齢者や身体の不自由な人々の自立生活と社会活動への積極的参加を支援する事業を行い、安心とゆとりある地域	定款の変更内容 特定非営利活動事業の追加
-------------------------	----------------------------------	---------------	-------------------------------	---	-------------------------

秋田県知事 寺田典城



福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十四年二月十四日県営土地改良事業(立花地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年二月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

岩城町から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十四年二月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(川原地区一般農道整備事業(過疎基幹))変更計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年二月二十五日から同年三月二十五日まで
- 三 縦覧場所 岩城町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、増田町からなされた土地改良事業の施行に係る

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党秋田県南秋田郡第一支部	藤原俊久	川辺紀文	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地四百五十六	自由民主党		平成十四年一月二十九日

秋選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十四年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

選挙管理委員会告示

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(戸波地区基盤整備促進事業)計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年二月二十五日から同年三月二十五日まで
- 三 縦覧場所 増田町役場

秋選管告示第六号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十四年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年二月二十二日  
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年二月二十二日  
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

自由民主党ときわ会秋田県支部	主たる事務所の所在地	秋田市手形からみでん七番四号	新	内	届出年月日	平成十四年一月七日
自由民主党秋田県衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県衆議院比例区第一支部	旧	容	届出年月日	平成十四年一月十六日
自由民主党秋田県第三選挙区支部	会計責任者	大山利吉	新	容	届出年月日	平成十四年一月二十八日
自由民主党琴丘支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県第一選挙区支部	旧	容	届出年月日	平成十四年一月三十一日
自由民主党秋田県第一選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県第二選挙区支部	新	容	届出年月日	平成十四年一月二十八日
自由民主党秋田県第二選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県第一選挙区支部	旧	容	届出年月日	平成十四年一月二十八日

備考 自由民主党秋田県衆議院比例区第一支部は活動区域の異動により総務大臣届出に変更

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
秋田交通政策研究会	主たる事務所の所在地	平成十四年一月七日
新秋田政治経済研究会	"	"
のほら多津美後援会	"	"
佐々木文一郎後援会	会計責任者	平成十四年一月八日

仙北建政会	会計責任者	菅原松夫	進藤耕志	平成十四年一月十日
能味岑一後援会	代表者	川村弘	大友佐十郎	平成十四年一月二十二日
佐藤一後援会	会計責任者	佐藤由知	佐藤賢三	平成十四年一月二十三日
新岡雅後援会	代表者	小玉隆太郎	佐藤敏夫	"
秋田県ビルメンテナン ス政治連盟	会計責任者	千田邦宏	富樫幸八郎	平成十四年一月二十四日
阿部節雄後援会	主たる事務所の 所在地	鹿角市八幡平字湯瀬二十五番地一	鹿角市八幡平字谷内下毛平百四十二番地四	平成十四年一月二十八日
戸松正之後援会	会計責任者	野村和正	野村勇助	"
大橋のり子後援会	"	大橋一友	富岡朝子	平成十四年一月二十九日
キッチン・ネットワー クあきた	"	"	斉藤和子	"
寺田すけしろ後援会	主たる事務所の 所在地	横手市神明町一番二十八号	横手市平和町三番三十号	平成十四年一月三十一日
本間輝男後援会	代表者	鈴木節郎	大山忠	"
	会計責任者	佐々木博	加藤紀夫	"

秋選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
きらめく秋田をひろく 市民の会	平成十三年十二月三十一日	平成十四年一月七日

新志芽政友会	平成十三年十二月二十日	"
浅利善之助後援会	平成十三年十二月三十一日	平成十四年一月九日
鎌田國助後援会	平成十三年十二月一日	平成十四年一月十五日
心豊かなまちをつくる会	平成十三年十二月三十一日	"
田崎孝後援会	"	"
村岡かねゆき男鹿市後援会	平成十三年十二月二十日	"
高橋茂治後援会	平成十三年十二月三十一日	平成十四年一月十八日
鈴木秀夫後援会	平成十三年十二月二十六日	平成十四年一月二十二日
藤原藤雄後援会	平成十三年十二月三十一日	"
黒沢隆蔵後援会	平成十三年九月十日	平成十四年一月二十五日
斉藤忠七後援会	平成十三年十二月二十七日	平成十四年一月二十八日
田中國司後援会	平成十三年十二月二十日	平成十四年一月三十日

秋選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十四年二月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 新志芽政友会

報告年月日 平成14年1月7日

収入・支出の総額

ア 収入総額

前年度繰越額

本年の収入

イ 支出総額

政治団体の名称 浅利善之助後援会

報告年月日 平成14年1月9日

収入・支出の総額

ア 収入総額

前年度繰越額

本年の収入

イ 支出総額

政治団体の名称 鎌田國助後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 鎌田國助

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙南村議会議員

報告年月日 平成14年1月15日

ア 収入・支出の総額

イ 収入総額

前年度繰越額

本年の収入

イ 支出総額

収入・支出の内訳

支出の内訳

政治活動費

その他の経費

合計

政治団体の名称 心豊かなまちをつくる会

報告年月日 平成14年1月15日

ア 収入・支出の総額

イ 収入総額

前年度繰越額

本年の収入

イ 支出総額

収入・支出の内訳

支出の内訳

政治活動費

その他の経費

合計

1,022,990円  
1,022,990円  
0円  
0円

3,659円  
3,659円  
0円  
0円

1,500円  
1,500円  
0円  
1,500円

1,500円  
1,500円  
1,500円

15,000円

前年度繰越額 15,000円  
 本年の収入 0円  
 (イ) 支出総額 15,000円  
 イ 収入・支出の内訳

支出の内訳  
 経常経費 15,000円  
 事務所費 15,000円  
 合計 15,000円

政治団体の名称 鈴木秀夫後援会  
 報告年月日 平成14年1月22日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 46,461円  
 前年度繰越額 4,461円  
 本年の収入 42,000円

(イ) 支出総額 46,461円  
 イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳  
 個人の負担する党費又は会費 42,000円  
 42人  
 合計 42,000円

(イ) 支出の内訳  
 政治活動費 46,461円  
 組織活動費 46,461円  
 合計 46,461円

2 収入及び支出のない団体  
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
政治団体の名称	報告年月日
きらめく秋田をひらく市民の会	平成14年1月7日
田崎孝後援会	平成14年1月15日
村岡かねゆき男鹿市後援会	"
高橋茂治後援会	平成14年1月18日
藤原藤雄後援会	平成14年1月22日
黒沢隆蔵後援会	平成14年1月25日
齊藤忠七後援会	平成14年1月28日
田中國司後援会	平成14年1月30日

秋選管告示第十号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十  
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年二月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項 主たる事務所の所在地	内 容		届出年月日
				新	旧	
野原多津美	県議会議員	新秋田政治経済研究会	"	秋田市土崎港中央三丁目十一番三十二号	秋田市中通六丁目十九番十号	平成十四年一月七日
寺田典城	知事	寺田すけしろう後援会	"	横手市神明町一番二十八号	横手市平和町三番三十号	平成十四年一月三十一日

秋選管告示第十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年二月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

鎌田 國助	資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取り消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
仙南村議会議員			鎌田國助後援会	主たる事務所の所在地	鎌田 國助	平成十四年一月十五日
			仙北郡仙南村金沢西根字二ツ柳十八番地			

正 誤

ページ 段 行 誤 正  
 平成十四年二月八日(第千三百四十一号)掲載の秋田県公告(土地改良区の合併の認可)  
 (印刷誤り)

三 下 後ろか 合併により解除した土地 合併により解散した土地改良  
 区 区

平成十四年二月十二日(第千三百四十二号)掲載の秋田県告示第八十七号(大規模  
 小売店舗の新設に関する届出)

(届出内容の訂正)  
 一 下 十八 八十六台 八十三台

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 印刷者 株式会社松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:natsubaras@natsubaransatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁 雄

